

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年(2020年)2月25日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
松井康祐

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

- ・援護事務管理事業
- ・援護団体等育成事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・その他給付事業
- ・プレミアム付商品券事業
- ・生活保護事務管理事業
- ・生活保護費給付事業
- ・緊急扶助給付事業

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年1月10日から令和2年1月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

生活援護グループ所管の財務に関する事務は、関係法令等に従い適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。